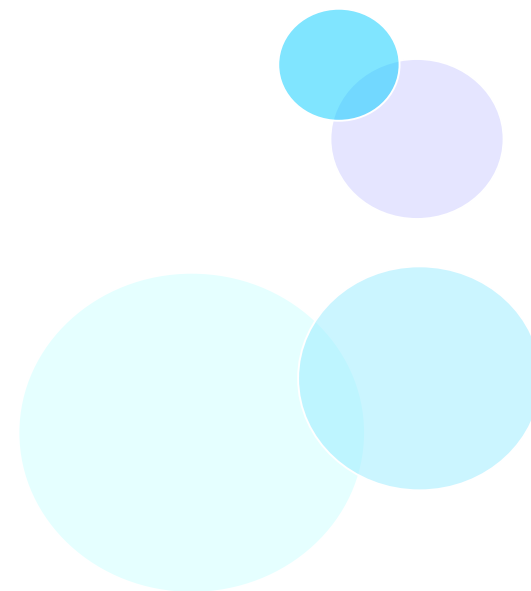


# マイナンバー制度で医療現場はどうなる



P I C C

個人情報審査センター



1. マイナンバー制度について
2. 個人情報保護法について
3. どう対策するべきか？

マイナンバーは、  
行政を効率化し、国民の利便性を高め、  
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

**公平・公正な社会の実現**

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

**行政の効率化**

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



**国民の利便性の向上**

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

1

# 平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に マイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。

マイナンバーは一生使うものです。  
大切にしてください。

- ・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。



平成28年1月から、  
社会保障、税、災害対策の行政手続で  
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

## 社会保障

年金 労働  
医療 福祉

## 税

## 災害対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

など

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

3

## 個人番号の利用範囲

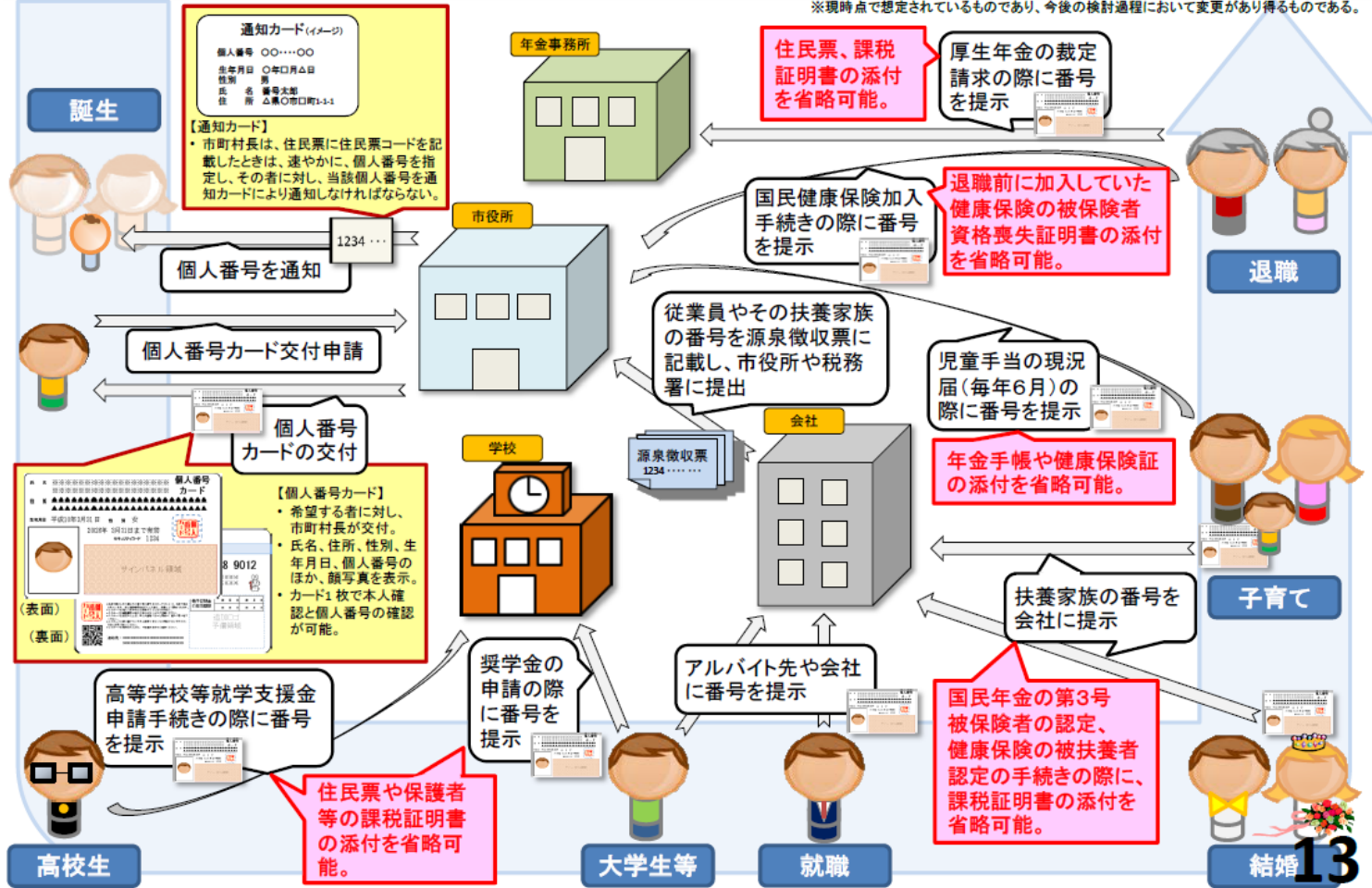
社会保障分野	年金分野	<p>⇒<u>年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</u></p> <p>○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務          ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務          ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務          ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務</p>	別表第一(第9条関係)
	労働分野	<p>⇒<u>雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</u></p> <p>○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務          ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務</p>	
	福祉・医療・その他分野	<p>⇒<u>医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</u></p> <p>○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務          ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務          ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務          ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務          ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務          ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務          ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務          ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務          ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務</p>	
	税分野	<p>⇒<u>国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</u></p>	
災害対策分野	<p>⇒<u>被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</u>          ⇒<u>被災者台帳の作成に関する事務に利用。</u></p>		
上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって		地方公共団体が条例で定める事務	に利用



等

# 個人番号の利用例について

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものである。



内閣官房社会保障改革担当室  
内閣府大臣官房番号制度担当室 概要資料より

現時点で、病歴等の医療情報は番号制度の対象に入っておらず、今後の検討課題とされています。(2014年6月回答)

## 医療等分野における番号制度の活用等について

- 社会保障・税番号制度は、行政機関等を情報連携対象として、社会保障・税・災害対策の各分野で利用することとされている。
- 医療等分野での番号制度の活用等については、平成24年4月に医療関係者や保険者、情報政策の有識者による検討会を設置し、同年9月に報告書を取りまとめた。この中で、医療等分野での番号の活用については、利用場面をわかりやすい形で提示し、必要性を含め検討する必要があるとされた。



(参考)「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」(平成24年9月12日・「社会保障分野サブワーキンググループ」及び「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」)

### Ⅲ. 安全で効率的な情報の利活用を可能とする情報連携基盤の整備について

- マイナンバーとは異なる、医療等分野でのみ使える番号や安全で分散的な情報連携の基盤を設ける必要がある。
  - ※ 政府全体の情報連携基盤として構築されるマイナンバー法案に基づくインフラとは、二重投資を避ける観点から可能な範囲は共用することも検討。
- 残された論点は多く、特に医療等ID(仮称)と医療等中継DB(仮称)については、関係者と調整しつつ、詳細な仕組みや利用場面を、具体的なわかりやすい形で、できるだけ速やかに提示し、その必要性を含め検討する必要がある。また、医療等の分野における情報の利活用と保護のための環境整備を進めることの重要性や、本検討会における議論等について、国民にわかりやすい説明を行い、理解を得ていくことが重要である。



## 日本再興戦略 -JAPAN is BACK- (平成25年6月14日・閣議決定) <抜粋>

### ○ 医療情報の利活用推進と番号制度導入

・地域で行われている医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を進め、医療情報の利活用と保護を図るため必要な措置を講ずるなど環境整備を行う。また、個人一人ひとりが自分の医療・健康データを利活用できる環境を整備・促進し、適正な情報の活用により適切な健康産業の振興につなげるべく検討を進め、国民的理解を得た上で、医療情報の番号制度の導入を図る。このため、まずはデータやシステム仕様の標準化、ガイドライン作成等の運用ルールの検討等の環境整備を行う。

## 日本再興戦略 改訂2014—未来への挑戦—(平成26年6月24日・閣議決定) <抜粋>

### ①健康・医療分野におけるICT化に係る基盤整備

・医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会において、医療分野における番号の必要性や具体的な利活用場面に関する検討を行い、年内に一定の結論を得る。

## 世界最先端 IT国家創造宣言(平成26年6月24日・閣議決定) <抜粋>

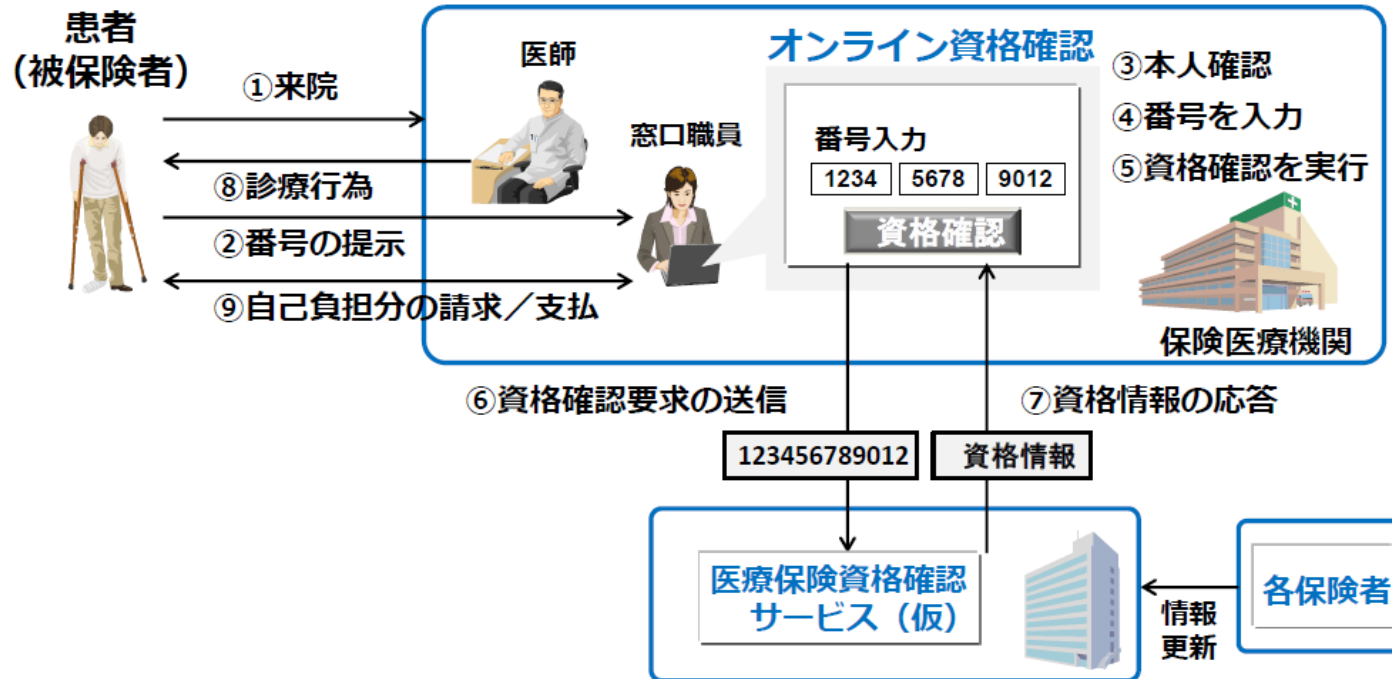
### Ⅱ 3 (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

・個人番号カードについては、そのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大、放送・通信分野等における個人番号カードの民間利活用場面の拡大、実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。

# オンラインでの医療保険資格確認（イメージ）

（出典：第3回 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会資料）

## 実施イメージ図



「医療保険者等における番号制度導入に関する説明会」配布資料（厚生労働省）

31

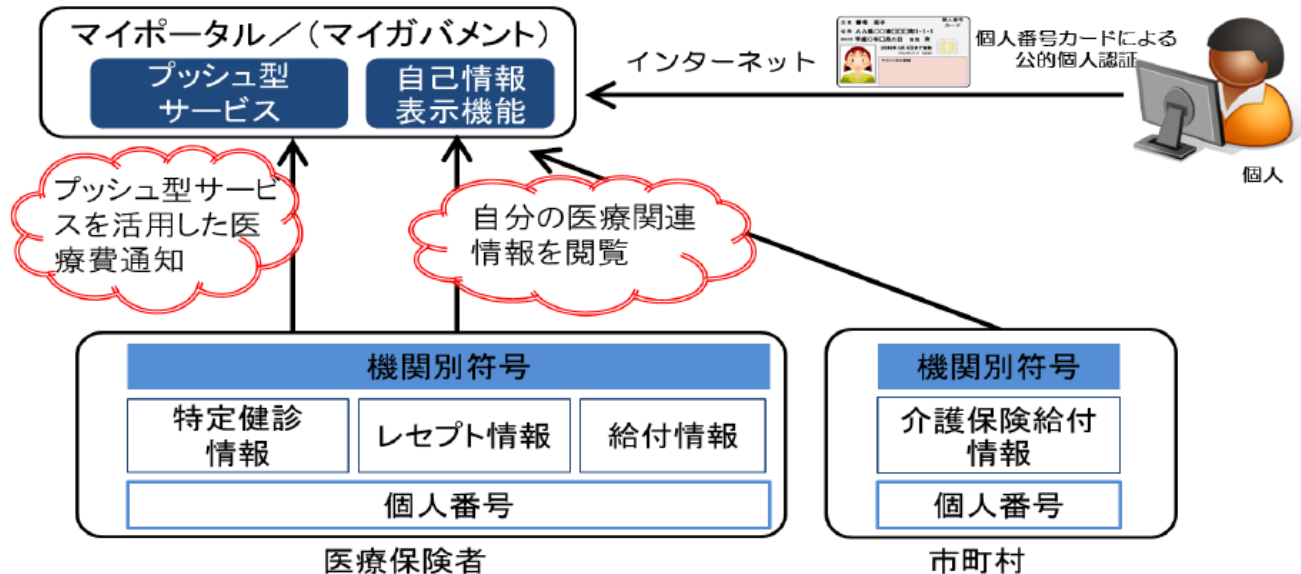
マイナンバーと医療情報を一緒に扱うことで  
重要な個人情報のかたまりが出来上がる。  
→漏洩した時のリスクが大きくなる。

# 医療関連情報の表示（イメージ）

（出典：第3回 医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会資料）

## 実施イメージ図

ユースケース：マイポータル/マイガバメントの活用による自己の医療関連情報の表示



※個人番号の利用事務に該当するか否かの法的整理が必要

※内閣官房において、マイナンバー利用事務に限らず、官民連携による身近で利便性の高いサービスを提供する「マイガバメント」も検討されている

※IT戦略本部マイナンバー等分科会中間まとめ（抜粋）

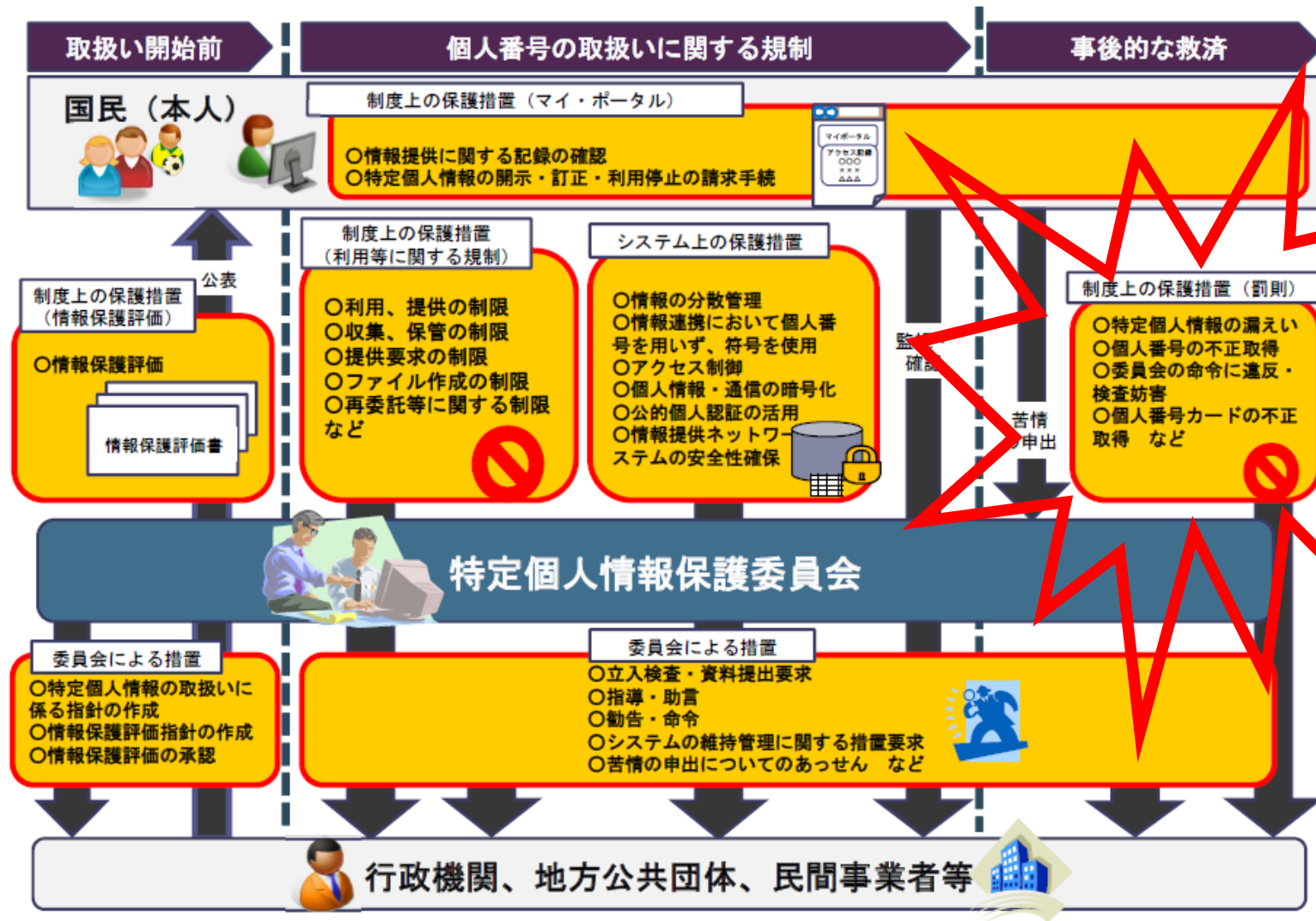
「特定個人情報以外の、医療・介護・健康等に係る自己情報についても、公的個人認証等による本人確認により、マイガバメント上で適時に分かりやすい形式で閲覧できるよう、様式の標準化等も含め、検討する。」

32

「医療保険者等における番号制度導入に関する説明会」配布資料（厚生労働省）

マイポータル（インターネットで自分の情報が確認できる）は利用者には大変便利であるが、既往歴等が情報として保存されることとなる。

# 番号法における個人情報保護の仕組み



内閣官房 社会保障改革担当室

内閣府 大臣官房 番号制度担当室 個人情報保護の仕組みより

# 番号法では個人情報保護法よりも罰則の種類が多く法定刑も重い

〔民間事業者や個人も主体になりうるもの〕

主体	行為	法定刑
個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者	正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役 または 200万円以下の罰金 (併科されることもある)
	業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用	3年以下の懲役 または 150万円以下の罰金 (併科されることもある)
主体の限定なし	人を欺き、暴行を加え、または脅迫することや財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為などによりマイナンバーを取得	3年以下の懲役 または 150万円以下の罰金
	偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けること	6か月以下の懲役 または 50万円以下の罰金
特定個人情報の取扱いに関して法令違反のあった者	特定個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役 または 50万円以下の罰金
特定個人情報保護委員会から報告や資料提出の求め、質問、立入検査を受けた者	虚偽の報告、虚偽の資料提出、答弁や検査の拒否、検査妨害など	1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

# 個人情報保護法について

個人情報とは・・・。

キーワードは3つ！

「生存する個人に関する情報」

「特定の個人を識別することができるもの」

「他の情報と容易に照合して個人を識別することができるもの」

「個人情報保護法」とは、読んで字のごとし「個人情報」を保護するための法律です。

しかい、頻繁に個人情報漏洩のニュースが報道され、危機を感じている方も多いのではないのでしょうか？

# 医療機関による個人情報事故・事件

日付	内容
2014年12月5日	大学医学部附属病院 患者83名分の個人情報が入った <b>USBメモリーを紛失</b>
2014年11月5日	大学病院 患者53名分のデータについて、 <b>第三者に誤送信</b>
2014年9月8日	民間病院 厚木市検診を受診した患者情報が含まれる <b>USBメモリを紛失</b>
2014年9月10日	リハビリテーション病院 外来診療録 <b>(カルテ)の紛失</b>
2014年9月1日	中央病院附属介護老人保健施設 個人情報が登録された <b>携帯電話紛失</b>
2014年7月25日	大学病院 患者の個人情報を含む <b>情報端末の盗難</b>

# こんなこと、していませんか？

■患者・職員共用のエレベーターの中で、職員同士がある患者の病状について話をしていました。情報漏洩に当たりますか？

◆ 個人が特定できる場合には、情報漏洩になります。

■他の医療機関から過去の診察結果等について照会があり、患者の同意の下であることを確認しました。急を要していたためファクスで送ることにしましたがあわてていたため番号を間違えてしまいました。漏洩に当たりますか？

◆ 故意か過失かに関わらず、個人情報の漏洩であり、責任が問われます。



■パソコンで診療記録を開いているのを他の患者に見られてしまいました。見られた患者から、個人情報の漏洩だと言われましたが。

◆ 状況によりますが、問題になる可能性が高いです。画面を開いたままで離席した、あるいは覗いていることがわかっていても放置していた場合には問題になります。

■医局で管理していたパソコンが盗難に遭いました。病院の責任は問われますか？

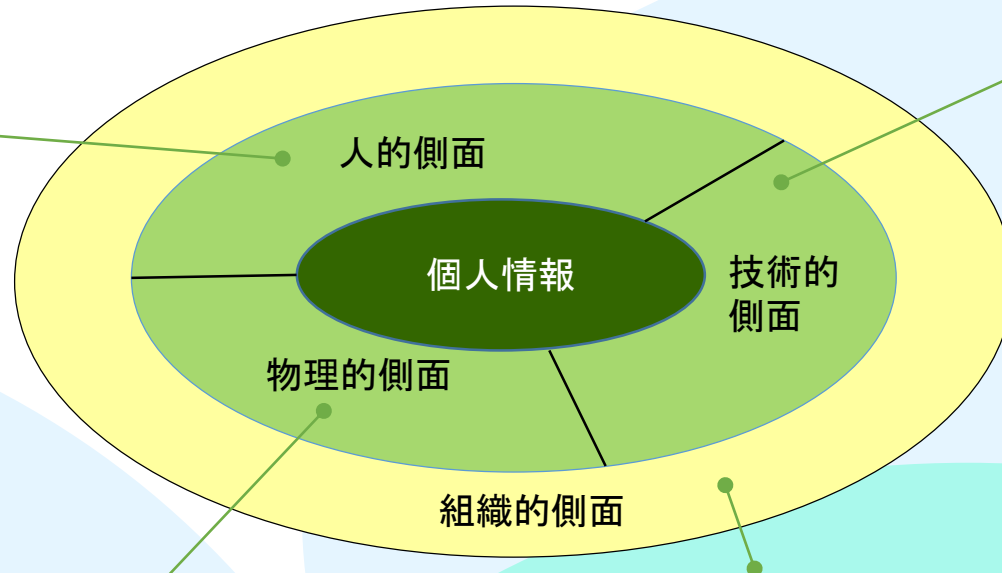
個人情報が入っていた場合には、管理体制に不備があり、監督責任が問われます。



# どう対策すべきか？

## 安全管理対策を講じましょう

- ① 雇用及び契約時における非開示契約の締結
- ② 従業者に対する教育・訓練の実施



- ① アクセスにおける識別と認証
- ② アクセス制御
- ③ アクセス権限管理
- ④ アクセス記録
- ⑤ 不正ソフトウェア対策
- ⑥ 移送・通信時の対応
- ⑦ 情報システムの動作確認対策
- ⑧ 情報システムの監視

- ① 入退館(室)管理の実施
- ② 盗難等に対する対策
- ③ 機器・装置等の物理的な保護

- ① 安全管理対策を講じるための組織体制の整備
- ② 安全管理対策を定める規程等の整備と規程等に従った運用
- ③ 医療情報の取扱い台帳の整備
- ④ 医療情報の安全管理対策の評価、見直し及び整備
- ⑤ 情報や情報端末の外部持ち出しに関する規則等の整備
- ⑥ 情報端末を用いて外部から医療情報システムにリモートアクセスする場合は、その情報端末の管理規程
- ⑦ 事故又は違反への対処

# 第三者認証の利用



## 医療機関向けの第三者認証

### 「JAPHIC MEDICAL」 (ジャフィックメディカル)

厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」  
をベースに2015年4月にリリース予定。

医療機関の実態に即した個人情報保護のマネジメントシステムの構築を第三者が認証いたします。  
認証を取得することで安全管理対策を講ずることが可能であり、一般の方への大きなアピールになります。

ご清聴ありがとうございました。



お問い合わせ



**PICC**

株式会社 P I C C 個人情報審査センター

〒105-0013東京都港区浜松町1-21-5 薩田2階

TEL:03-5777-2117  
FAX:03-5733-2877

☆運営協会

特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会 ( JAPHIC )

( Japan Association of Personal and Healthcare Information Control )

<http://www.japhic.jp/index.php>